

平成16年度第3回総合セキュリティ対策会議
(平成16年12月8日)
発言要旨

【いわゆるネット自殺事案に対する警察の対応についての具体的事例】

(事務局より説明)

(質疑応答)

- 第三者から善意の通報があることは理解できるが、ISP が警察に書き込み者について情報を開示した場合、書き込み者からクレームが来るようなことはないのか。
- そのような可能性も否定はできないが、人命がかかっているような場合は、緊急避難として許容されることもあるのではないか。
- IP アドレス等の開示は通信の秘密との関係から、令状に基づく開示が原則ではあるが、テレコムサービス協会のガイドラインの中でも、自殺予告等については緊急避難として対応できる旨記載している。しかし、具体的表記がなく、実際には ISP 等が判断に困ることもあるのかもしれない。事例を類型化し、それぞれについて、警察及び ISP の対応策を確立していかなければ、実働は難しいのではないか。
- 類型化するということがかかなり難しい上に、類型化しても、実際の事例がどの類型か判断することも難しいのではないか。また、緊急避難の場合でも、情報開示に際しては、ISP が警察の要請に対応したことを証明できるように、事後でも仕方ない場合もあるだろうが、警察からの要請内容が分かる書面をいただきたい。
- 事例では、警察で ISP の対応方針が分からないために時間を要しているようだが、主要 ISP の対応方針について事前に聴取しておけばよいのではないか。また、ISP 側も、自殺等の事例についての対応について予め検討しておく必要がある。
- 例えば現行犯逮捕や緊急逮捕など、一定の範囲内において、令状のない強制執行のスキームもある。同様に、予め条件等について検討しておくことにより、情報開示するスキームを実働させることも可能ではないか。

【インターネット・オークションを利用した知的財産権侵害及び詐欺について】

(委員よりヤフーからの提案について説明)

(質疑応答)

- 協議会の設置という提案だが、ヤフー以外のインターネット・オークション事象者も対象に入っているのか。
- プロバイダ責任制限法検討協議会でも、商標権等を侵害する出品があった場合、権利者等からの要請に基づき、ISP 等が自主的に削除するためのガイドラインの策定を検討しているところである。
- 出品の削除が重要であるのは当然だが、削除されても出品を繰り返す悪質な出品者に対しては、取締りの強化も必要と考えている。
- 取締りの強化も必要と思うが、抑止対策として別途方策が必要ではないか。

- こうした取組みは必要と考えているが、問題のある出品の自動削除など、技術的な取組みも検討すべきではないか。
- 自動削除のための判断基準について、キーワードだけで判断するのは困難であるし、データを全部チェックして判断する技術もまだ実用段階にはないことを考えると、現状では、こうしたスキームを進めていくことになると思う。
- サイバーパトロールでは、出品物が不正商品かどうかはどのように判断しているのか。被害者からの申告で分かるケースは多いのか。
- 難しい問題。出品物の説明で、知的財産権侵害品である旨の記載があれば判断しやすいのだが、それ以外は権利者に確認してもらえないのが実状。落札者も出品物が知的財産権侵害品と知っていて落札するので、被害者という感覚はないケースがほとんどである。
- 不正商品としては、盗品もあると思うが、被害者が権利者のように落札して、被害品かどうか確認するのは負担が大きいので、この点は解消すべきと考える。
- 警察官が権利者団体等の研修を受け、偽ブランド品かどうか判断する取組みがあるが、インターネット上の写真ではこのような判断は難しいのか。知的財産権侵害は重大な問題であるということが、十分認識されていないことは問題。
- スキマー(クレジットカードをスキミングする携帯用の機械)の出品が散見されているのだが、スキマーは不正商品にあたるのか。
- 事務局 スキマーの利用目的としては、検査等の正当の目的もあるため、一概に不正商品とは言えない。
- 包丁はいくら犯罪に使えるといっても使用禁止にできないが、例えばプリペイド携帯電話は規制を検討する余地がある。スキマーの規制も検討すべき。
- 新しい技術により、従来想定されていない形態の商取引等が生まれている。メリットと犯罪に悪用されるデメリットとのバランスを考慮し、エンドユーザに高コストとして返らないよう、コンセンサスを形成した上で、対策を行っていくべき。また、インターネットには国境がないため、国際性という視点も取り入れなければならない。
- 新しい技術を悪用する人は必ず出てくる。しかし、プリペイド携帯電話やインターネットは、その匿名性が問題。普段は匿名でも犯罪が起こったときのための追跡性は確保しておかなければならない。
- 現在は、三位一体であるべき教育と法と電子技術が、非常にいびつな状態になっている。国際性ということも考慮すれば、より一層、進展した電子技術には電子技術で対応するしかないのではないかと思えてくる。
- 技術的対応は必ずしも困難ではないが、それがビジネスモデルとして成り立つものでなければ普及しないと考える。

(以上)